

「今後の学級編制及び教職員配置について」（報告）に対する見解

「教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議」は五月一九日、標記の報告書を文部大臣に提出しました。

「報告」は少年事件の続発、「いじめ」、不登校・登校拒否や高校中退者の増加など、子どもたちをめぐる今日のさまざまな課題を解決する方向や、二一世紀に向けた教育の展望を全く示さないばかりか、三〇人学級を見送ったことをはじめ、父母・国民や教職員の切実な願いを踏みにじるものです。その内容は、「行革」推進路線のもとに中教審答申や財界の「教育改革」提言などを受けて、小学校からの「特色づくり」推進、国の教育予算の縮小、専任教職員のリストラと非常勤講師の多用など、学校のあり方と教職員の勤務形態を根本的に破壊するきわめて重大なものです。

一、「報告」は、小中学校の学級定員の上限を四〇人に据え置くことを前提にしています。その理由として、学級規模については「学習効果の上で適正規模に関する定説的な見解が見出せない」「社会性の育成や切磋琢磨の場として学級には一定の規模が必要」などと述べ、現場教職員の教育実践をふまえた切実な声や、父母の要求を全く無視する態度をとっています。また、「学級の概念の転換」をうたい、生活集団としての学級と切り離して習熟度別編制などによる「小人数授業」をうちだしています。しかし、これが子どもたちの間に新たな競争や差別を生み出し、「いじめ」などの一因になることは十分予想されます。

一、高等学校では、生徒募集が定員制であること、総合学科や単位制高校が学級と分離した形態で授業を行なっていることなどを理由に、教職員定数の算定方式を「学級数を基礎とするものから生徒数を基礎に」変更するとしています。高校段階では興味・関心の深まりや進路希望に応じて多様な選択科目を用意し、小人数で学力保障をめぐす必要があるのは当然です。しかし、同時に学級単位の授業もあり、また、担任が生徒一人ひとりのかかえている課題や希望を把握しゆきとどいた指導援助を行なうために、小人数学級が必要不可欠の条件です。特にさまざまな困難をかかえた生徒が集中する定時制高校で、「二〇人学級を」との要求が強いことから明らかです。学級規模についての国際的な水準には意図的に触れず四〇人学級を前提とし、その一方で「生徒数を基礎に算定」することは、こうした現場の実態を全く無視するばかりか、実質的には教職員定数の削減につながるものです。特に一学級の生徒数が実質四〇人を割り込んでいる郡部・過疎地域や定時制高校などは、明らかに教職員数を現状より削減することにつながり、今以上の教育・労働条件の悪化を招くこととなります。さらに、統廃合をいっそう促進するねらいを持ったものであり許すことはできません。

なお、総合学科や単位制高校を強行導入し、「小人数の選択制授業」を売り物にしながらその財政的保障を怠り、学習の科学的系統性や学級単位による学習・生活集団の自主的な形成を破壊してきたのは、もとより文部省自身です。「報告」のねらいのひとつが、「小人数授業」への要求を習熟度別編制や学校の「特色づくり」推進にすりかえらるとともに、生徒の仲間意識を育て、民主主義を学び自治の力を身につける上で重要な学級の役割を削ぎ落とすことにあることも指摘しなければなりません。

一、「報告」は、特に中等教育学校への優遇措置をはじめ、「多様化・特色づくり」などを促進するための加配を強調しており、教職員配置を文部省の教育政策推進のテコに利用しようとする意図が露骨に示されています。

また、高校標準法に示されている「学級数に応じた係数」は、都道府県全体の教職員総定数を積算するためのものであり各学校への配置数ではないことをことさら強調し、学校現場の定数増要求をおさえこみ教育委員会の政策的意図に基づく「弾力的かつ機動的な」配置を徹底させようとしています。それは、どの学校にも公平・平等な教育条件を保障する行政の役割を放棄するものです。

一、小中学校においても非常勤講師を多用し、授業のみでなく校務分掌も持たせるとしています。高校でも従来からの非常勤講師による専任の「定数崩し」について、授業持ち時間数ではなく勤務時間数で換算した数を用いるとしています。特に一定の授業時間数以下の教員については、常勤教員でなく非常勤講師や高齢者再任用制度による短時間勤務教員におきかえ、学校間の兼任で対応することなどをうちだしています。

これは、教職員の「配置の在り方の変更」を通して、教職員を競争させ、「成績不良」者をリストラシ非常勤講師にとつて代わらせるなどの管理・支配体制をつくることを可能にするものであり、同時に、非常勤教職員にも不安定雇用を固定的におしつけることに他なりません。まさに、正社員をリストラシ臨時雇用の使いまわしで労働者管理と経費削減をねらう、民間企業の経営戦略そのものです。教職員が安心して働くことができ、集団的な討論や実践交流を積み重ねる中で、力量を高めあいながら教育をすすめていく条件を困難にし、そのしわよせが子どもたちにおよぶことは明らかであり、許すことはできません。

障害児学校については、障害児教育の基本的あり方を大きく変えることを企図しつつ、学級数から生徒数を基礎とする算定方式に変えることの検討を提示し、また非常勤講師や再任用制度の適用については小学校・中学校・高校に準ずるとしています。

一、「学校経営」機能の充実のために「教頭の複数配置の拡充」をうたう一方で、養護教諭の定数改善には全くふれず、そればかりか保健室における職務のみならず、さまざまな場面で専門性を生かした相談活動や指導にあたることを要求しています。また、事務職員については、事務処理の効率化・集中化、事務の共同処理の推進を強調しています。通信制高校の教職員定数改善や、学校図書館職員・実習教員の定数改善、現業職員の法的位置づけについては全く言及していません。これらは、教職員の切実な要求に全く耳を貸さず、現場がかかえる困難を打開し改善しようとする姿勢を持ち合わせていないことを示しています。

一、「報告」は、設置者が地域や学校の実態等に応じ、「学級編制の標準を下回る人数で学級編制することができるようにする」としています。これは、みせかけの「地方分権推進」をかかけ、公教育保障のための条件整備について国の責任を放棄し、都道府県に負担を転嫁するものです。しかし一方で、学校や地域の運動を強めることによって、地方自治体段階で小人数学級を実現させると同時に、国に対して自治体関係者とも共同して働きかけを強めることも可能になります。

国の財政負担の回避を優先し、根拠もない理由をつけて小人数学級を否定した「報告」の姿勢に、マスコミも疑問やきびしい批判的意見を表明しています。朝日新聞の社説は、三〇人学級の「見送りは納得できない」とし「今からでも遅くはない。文部省は長期的な視野に立ち、三〇人学級をめざすべきだ」と結んでいます。

「報告」や文部省の意図に反して、三〇人学級を求めるといっそう大きく高まっています。今こそ、PTAはじめ父母や地域住民、自治体関係者などへ働きかけを強め、文部省の概算要求に三〇人学級の実施や教職員定数改善を盛り込ませることを求め、また三〇〇万署名運動を今までも増して大きく展開することが重要になっています。

日高教は、子どもたちや父母の願いにこたえるゆきとどいた教育の実現、教職員が安心して働くことができる学校づくりをめざし、そのたたかいの先頭にたち奮闘することを改めて表明するものです。

二〇〇〇年五月二二日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会